

中橋ハイツ入居申込案内



1	中橋ハイツの概要	-1-
2	一般入居申込資格	-2-
3	子育て世帯用期限付き住宅入居申込資格	-2-
4	企業等法人へのまとめ貸しによる入居申込資格	-4-
5	中橋ハイツの家賃	-5-
6	入居申込の提出書類	-6-
7	申込から入居までの手続等	-7-
8	市営住宅入居の流れ	-8-
9	入居にあたっての注意事項	-9-
10	入居後の注意事項	-9-
11	間取り図	-10-
12	申請窓口・お問い合わせ	-12-



1. 中橋ハイツの概要

- (1) 名 称 足利市中橋ハイツ
- (2) 所在地 足利市通二丁目14番地7
- (3) 戸 数 一般、企業等法人用 56戸（5階～11階）
子育て世帯専用 8戸（4階）
- (4) 間取り
- | | | | |
|------|------|--------|--------|
| Aタイプ | 2LDK | 住戸専用面積 | 67.79㎡ |
| Bタイプ | 3LDK | 住戸専用面積 | 64.09㎡ |
| Cタイプ | 3LDK | 住戸専用面積 | 73.35㎡ |
| Dタイプ | 3LDK | 住戸専用面積 | 70.78㎡ |
| Eタイプ | 3LDK | 住戸専用面積 | 68.40㎡ |
| Fタイプ | 3LDK | 住戸専用面積 | 72.10㎡ |
- (5) 家 賃 一般入居 69,000円～83,000円
子育て世帯入居 50,000円～59,000円
企業等法人入居 52,000円～62,000円
※企業等法人入居の家賃は、3戸以上を1年以上借り上げる『まとめ借り』による場合であり、通常は、一般入居家賃となります。
- (6) 敷 金 家賃の2か月分
- (7) 共益費 月額6,000円
- (8) 駐車場 5,555円/月（消費税等別）
- (9) 設 備 屋内2段式駐輪場
専用ゴミ置場
上水道：メーター口径20mm
下水道：公共下水道
ユニットバス、ガス給湯器（台所、浴室、洗面所に給湯）
電気設備：ブレーカー容量50Aまで
テレビ共聴受信（BS、地上デジタル放送対応）
光ケーブル受信設備
インターホン、オートロック
エアコン1台（ほか2台設置可能）
ウォシュレット付トイレ

2. 一般入居申込資格

次の(1)～(3)の条件すべてに該当する方

- (1) 個人（単身者可）で家賃を支払う能力がある方
- (2) 暴力団員でない方
- (3) 市税に滞納がない方
- (4) 単身の場合は、日常生活において常時介護を必要としない方
ただし、居宅において介護を受けられる方は入居申込可能です。

3. 子育て世帯用期限付き住宅入居申込資格

次の(1)～(4)の条件すべてに該当する方は、子育て支援を目的として、最長12年間の期限付きで『子育て世帯用期限付き住宅』に入居することができます。

- (1) 個人で家賃を支払う能力がある方
- (2) 暴力団員でない方
- (3) 市税に滞納がない方
- (4) 入居申込時に満12歳（小学校6年生）以下の子と同居する世帯

また、最長12年間の契約期間満了するとき、同居親族に18歳未満の子がいる時は、12年もしくは同居している最も年少の子が満18歳に達する年度末まで、いずれか短い期間にて再契約して継続入居することが可能です。

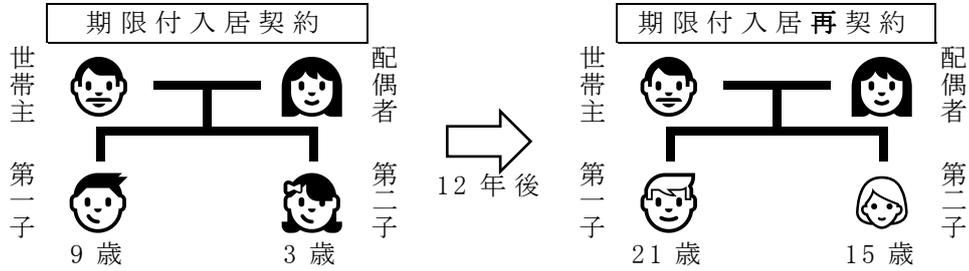
なお、山辺南ハイツ子育て世帯専用期限付き住宅については、入居条件等が異なるため、『市営住宅入居申込案内』を確認願います。

【注意】

- (1) 入居期間は、住宅の鍵を渡した日から起算し、12年間です。
- (2) 入居期間満了前でも住宅を返還することは可能です。
- (3) 入居時に同居していた子が、別居することになった場合は、住宅を明け渡さなければなりません。

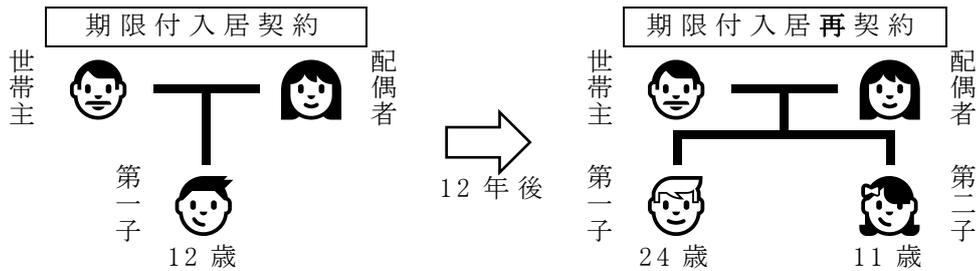
再契約できる例

【ケース①】



期限付入居契約が満了する時、第二子が18歳未満であり、『18歳未満の子と同居』に該当するため、第二子が18歳になる年度終了までの3年間、再契約することで継続して入居することができます。

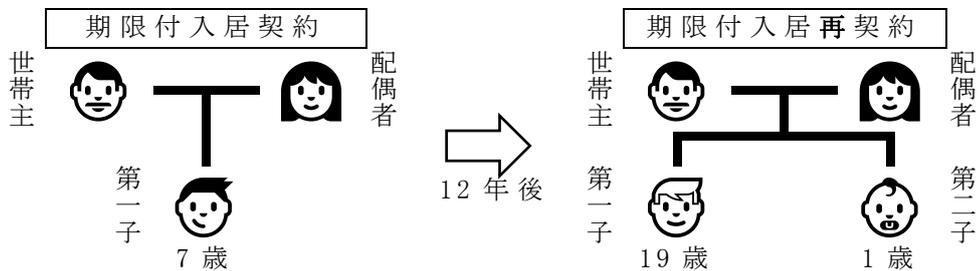
【ケース②】



期限付入居契約が満了する時、第二子が誕生しており、『18歳未満の子と同居』に該当します。

よって、12年間もしくは第二子が18歳になる年度終了まで、いずれか短い期間にて再契約できるため、第二子が18歳になるまでの7年間継続して入居することができます。

【ケース③】

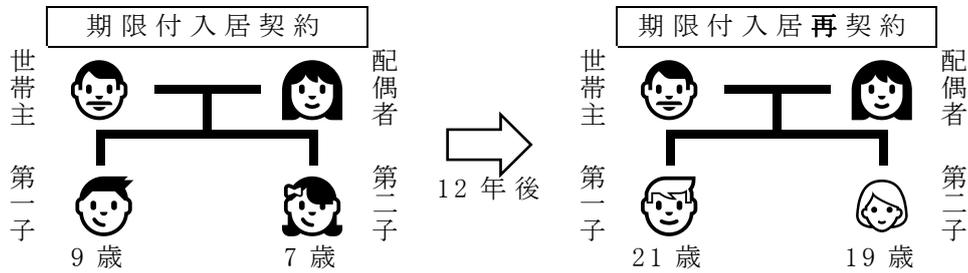


期限付入居契約が満了する時、第二子が誕生しており、『18歳未満の子と同居』に該当します。

よって、12年間もしくは第二子が18歳になる年度終了まで、いずれか短い期間にて再契約できるため、第二子が13歳になるまでの12年間継続して入居することができます。

再契約できない例

【ケース①】



期限付入居契約が満了する時、第一子及び第二子が18歳以上となり、『18歳未満の子と同居』に該当しないため、再契約することができず、**継続して入居することはできません。**

4. 企業等法人の入居申込資格

次の(1)～(3)の条件すべてに該当する方

- (1) 企業等法人（社宅利用）で家賃を支払う能力がある方
- (2) 暴力団員でない方
- (3) 市税に滞納がない方

なお、入居者と同居できる方は親族に限り、親族以外の方とルームシェアすることは認められません。

さらに、企業等法人が中橋ハイツの5階から11階の住戸を3戸以上まとめて1年以上にわたって借り上げる場合（まとめ借り）は、通常家賃をおおむね25パーセント減じた特別料金となります。

【注意】

3戸以上をまとめて借りていただいた場合でも契約は各住戸ごとになります。

5. 中橋ハイツの家賃

	A 2LDK 67.79㎡	B 3LDK 64.09㎡	B 3LDK 64.09㎡	C 3LDK 73.35㎡	D 3LDK 70.78㎡	E 3LDK 68.40㎡	E 3LDK 68.40㎡	F 3LDK 72.10㎡
階数								
11	1101 77,000 58,000	1102 72,000 54,000	1103 72,000 54,000	1104 83,000 62,000	1105 80,000 60,000	1106 77,000 58,000	1107 77,000 58,000	1108 81,000 61,000
10	1001 77,000 58,000	1002 72,000 54,000	1003 72,000 54,000	1004 83,000 62,000	1005 80,000 60,000	1006 77,000 58,000	1007 77,000 58,000	1008 81,000 61,000
9	901 75,000 56,000	902 70,000 53,000	903 70,000 53,000	904 81,000 61,000	905 78,000 59,000	906 76,000 57,000	907 76,000 57,000	908 79,000 59,000
8	801 75,000 56,000	802 70,000 53,000	803 70,000 53,000	804 81,000 61,000	805 78,000 59,000	806 76,000 57,000	807 76,000 57,000	808 79,000 59,000
7	701 75,000 56,000	702 70,000 53,000	703 70,000 53,000	704 81,000 61,000	705 78,000 59,000	706 76,000 57,000	707 76,000 57,000	708 79,000 59,000
6	601 73,000 55,000	602 69,000 52,000	603 69,000 52,000	604 79,000 59,000	605 77,000 58,000	606 74,000 56,000	607 74,000 56,000	608 77,000 58,000
5	501 73,000 55,000	502 69,000 52,000	503 69,000 52,000	504 79,000 59,000	505 77,000 58,000	506 74,000 56,000	507 74,000 56,000	508 77,000 58,000
4	401 子育て世帯専用 54,000 —	402 子育て世帯専用 50,000 —	403 子育て世帯専用 50,000 —	404 子育て世帯専用 59,000 —	405 子育て世帯専用 56,000 —	406 子育て世帯専用 54,000 —	407 子育て世帯専用 54,000 —	408 子育て世帯専用 58,000 —

部屋番号	
凡例	通常料金 特別料金

下段の特別料金は、4階の子育て世帯用住戸を除く、5階から11階の住戸を企業等法人が3戸以上をまとめて借りた場合の家賃となります。(家賃とは別に月額6,000円の共益費が必要となります。)

6. 入居申込の提出書類

凡例 ○:全員提出 △:該当者提出 ×:提出不要

No.	提出書類	注意事項等	一般世帯	単身者	企業等法人	子育て世帯
1	入居申込書	<input type="checkbox"/> 別記様式第2号(足利市市営住宅条例施行規則第2条関係)	○	○	○	×
	入居申込書 (定期使用許可用)	<input type="checkbox"/> 別記様式第30号(足利市市営住宅条例施行規則第16条関係)	×	×	×	○
2	住民票	<input type="checkbox"/> 現在居住している市町村で発行 <input type="checkbox"/> 入居する方全員分 <input type="checkbox"/> 外国籍の方は、在留期間が記載されている住民票が必要です	○	○	○	○
3	法人登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 法人履歴事項全部証明書	×	×	○	×
4	所得証明書	<input type="checkbox"/> 入居する方全員分(高校生以下を除く) <input type="checkbox"/> 当年1月1日現在住民登録している市町村で発行 <input type="checkbox"/> 1月から5月に申込をする方は、前年度の源泉徴収票又は確定申告書の控えの他に前々年度の所得証明書が必要となります <input type="checkbox"/> 無職の方も提出が必要となります	○	○	×	○
5	決算書・事業報告書等	<input type="checkbox"/> 支払能力を証明できる書類	×	×	○	×
6	健康保険証	<input type="checkbox"/> 入居する方全員分の写しの提出	○	○	○	○
7	市税等の賦課及び納入状況確認同意書	<input type="checkbox"/> 市外在住の方、又は市外に住所を有する企業等法人は、現住所の納税証明書を提出してください	△ 市内在住者	△ 市内在住者	△ 市内の企業等法人	△ 市内在住者
8	自活状況申立書	<input type="checkbox"/> 単身で申込の方	×	○	×	×
9	念書	<input type="checkbox"/> 単身で申込の方は、身元引受人2名による身元を引き受けることの念書が必要です	×	○	×	×

※ No.1、7 の提出書類は、おりひめプラザ及び足利市役所建築住宅課窓口にご用意してあります。また、おりひめプラザホームページでもダウンロードできます。

7. 申込から入居までの手続等

毎月5日に、入居可能な住宅を募集し、申込受付等の手続を経て、翌々月の1日に入居となります。(日程は、あくまでも予定のため、手続等に時間を要する場合は遅れることがございます。)

(1) 入居募集住戸

毎月5日(休日等の場合は、翌営業日)、おりひめプラザのホームページにて掲載いたします。また、おりひめプラザ及び足利市役所建築住宅課の窓口においても確認できます。

(2) 駐車場

駐車場は、1世帯1台です。

ただし、駐車場の空き状況により、2台目もお貸しできることがあります。

使用料は、5,555円/月(消費税等別)です。

中橋ハイツ敷地内の通路や緑地等の駐車場ではない場所に車を駐車することはできません。

(3) 入居申込受付期間

毎月20日(休日等の場合は、翌営業日)から当月末日まで(休日等の場合は、前営業日)の午前9時～午後5時

(4) 入居申込等の受付場所

足利市通三丁目2589番地 足利織物会館1階おりひめプラザ

(5) 入居者の資格審査

入居申込書受付後に資格審査を行い、入居資格がないことが判明した場合、入居申込は無効となります。

(6) 入居者の選考方法

入居申込者が複数となった場合は、公開抽選により入居者を決定します。

(7) 入居者決定後の手続

入居説明会実施後に連帯保証人1名以上を選出し、『中橋ハイツ入居請書』に住民票、印鑑証明書、所得証明書を添付し提出することになります。

連帯保証人は原則として、別世帯である親族の方となります。

8. 中橋ハイツ入居の流れ

(1) 当月

空き住宅発表

毎月 5 日（土・日・祝日は翌営業日）

おりひめプラザのホームページに掲載します。

また、おりひめプラザ及び足利市役所建築住宅課の窓口においても確認できます。

(2) 当月 20 日から末日まで

申込受付

当月 20 日～末日（土・日・祝日は除く）

午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

受付場所：おりひめプラザ

20 日が休日等の場合は翌営業日

末日が休日等の場合は前営業日

○必要書類を揃えて希望住宅をおりひめプラザへ申し込みしてください。

※申込多数の場合は抽選を行い、入居者を決定します。

(3) 翌月中旬

抽選・説明会

月 日 ()

○抽選受付 午前 9 時 30 分

○抽選開始 午前 10 時 00 分

○抽選会場 おりひめプラザ

※抽選会終了後に説明会を実施します。

『特定賃貸住宅(定期使用)入居請書』をお渡ししますので、カギ渡しまでに準備してください。

なお、連帯保証人 1 名以上を選出し、『特定賃貸住宅(定期使用)入居請書』に実印の押印、印鑑証明書、住民票、所得証明書の添付が必要になりますのでご注意ください。

(4) 翌々月 1 日

カギ渡し

月 日 ()

・『特定賃貸住宅(定期使用)入居請書』を提出し、カギの引き渡しを受ける。

・転居してから 14 日以内に住所変更が必要です。変更後、新しい住民票をおりひめプラザに提出してください。

(5) 翌々月 20 日まで

入居

20 日以内

○管理人へ挨拶

※日程は、あくまでも予定のため、手続き等に時間を要する場合は遅れることがあります。

9. 入居にあたっての注意事項

- (1) おりひめプラザにて事前予約することで、入居前に下見をすることができます。
- (2) 各住戸は、経年による劣化等がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしてはいけません。指導に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
- (4) 犬・猫等の動物、魚、爬虫類、昆虫等のペットの飼育は禁止です。
- (5) 駐車場を含む市営住宅敷地や建物内の清掃、除草、除雪等は入居者のみなさんが協力して実施してください。

また、共用部分の照明やエレベーターの電気代、水道料、清掃委託料、自治会費及びその他共用消費費等に使用される共益費は、入居者のみなさんで負担していただいています。(月額6,000円)
詳しくは、『中橋ハイツ管理委員会』に確認願います。

10. 入居後の注意事項

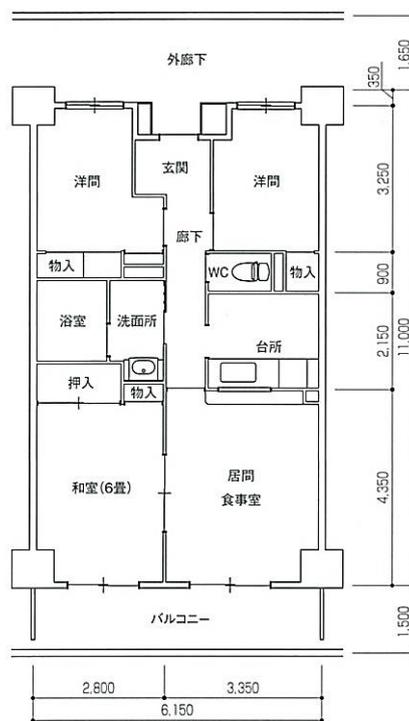
- (1) 不正行為によって入居したことが判明した場合、入居決定を取消します。
- (2) 家賃を3か月以上滞納した場合、中橋ハイツを退去していただくこととなります。
- (3) 入居後、中橋ハイツに住所を変更しなければなりません。
※住所変更後に住民票を提出してください。

11. 間取り図

Aタイプ°2LDK 住戸専用面積 67.79 m²



Bタイプ°3LDK 住戸専用面積 64.09 m²



Cタイプ°3LDK 住戸専用面積 73.35 m²



Dタイプ°3LDK 住戸専用面積 70.78 m²



Eタイプ°3LDK 住戸専用面積 68.40 m²



Fタイプ°3LDK 住戸専用面積 72.10 m²



